

## 魚津市告示第123号

魚津市大学生等生活応援事業実施要綱を次のように定める。

令和4年10月19日

魚津市長 村椿 晃

### 魚津市大学生等生活応援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、食費等の物価高騰に直面する大学生等がいる世帯の経済的負担を軽減するため、大学生等への臨時・特別の給付措置として実施する魚津市大学生等生活応援事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、魚津市電子地域通貨事業実施要綱(令和3年魚津市告示第189号)において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 魚津市生活応援ミラペイポイント この要綱に基づき市が発行する電子地域通貨をいう。

(2) 魚津市生活応援ミラペイカード 魚津市生活応援ミラペイポイントを付加したカードをいう。

(3) 大学生等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、大学、大学院、短期大学、専修学校(専門課程に限る。)、高等専門学校(4年次以上に限る。)、法人等が運営する予備校、その他これらに準ずる大学等に通学する者をいう。

(魚津市生活応援ミラペイポイントの支給)

第3条 市長は、支給対象者又は支給対象者を現に扶養する保護者に対し、魚津市生活応援ミラペイポイント1万ポイントを支給するものとする。

2 前項の規定による魚津市生活応援ミラペイポイントの支給は、魚津市生活応援ミラペイカードを郵送することにより行う。

(支給対象者)

第4条 魚津市生活応援ミラペイポイントの支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 平成10年4月2日から平成16年4月1日までの間に生まれた大学

生等

(2) 平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた大学生等で、通学のため住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により市外の住民票に記載されている者（魚津市応援ミラペイポイント支給事業（子育て世帯）実施要綱（令和4年魚津市告示第84号）の規定による魚津市応援ミラペイポイントの支給を受けていない者に限る。）。

（申請者及び申請期間）

第5条 魚津市生活応援ミラペイポイントの支給を申請できる者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、代理人による申請を行うことができるものとする。

(1) 前条第1号に規定する者を現に扶養する保護者で、令和4年10月1日現在、住民基本台帳法により本市の住民票に記載されている者

(2) 前条第1号に規定する者で、令和4年10月1日現在、住民基本台帳法により本市の住民票に記載されている者（前号に該当する者の世帯に属する者を除く。）

(3) 前条第2号に規定する者を現に扶養する保護者で、令和4年10月1日現在、住民基本台帳法により本市の住民票に記載されている者

2 申請期間は、令和4年11月1日から令和4年12月16日までとする。

（申請方法）

第6条 申請者は、魚津市大学生等生活応援事業申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。なお、郵送による申請書の提出の場合、申請受付期限当日の消印までのものを有効とする。

(1) 有効期限内の学生証、令和4年10月1日以降発行の在学証明書等、支給対象者の在学を証明することのできる書類の写し

(2) 支給対象者の健康保険証の写し

(3) 申請者が、前条第1項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、当該申請者の健康保険証の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

（支給決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査の上、給付の可否を決定し、魚津市生活応援ミラペイカードの送付又は魚津市大学生等生活応援事業不支給決定通知書（様式第2号）により申請者へ通知するものとする。

（魚津市生活応援ミラペイポイントの発行単位）

第8条 魚津市生活応援ミラペイポイントの発行単位は「ポイント」とし、その価値は1ポイント1円とする。

(魚津市生活応援ミラペイポイントの有効期限)

第9条 魚津市生活応援ミラペイポイントの有効期限は、令和5年2月28日とする。

(魚津市生活応援ミラペイポイントの使用範囲)

第10条 魚津市生活応援ミラペイポイントの使用範囲は、魚津市電子地域通貨事業実施要綱に準ずる。

(魚津市生活応援ミラペイポイントの換金手続き)

第11条 市は、特定取引において利用された魚津市生活応援ミラペイポイントの額面を取扱店が指定する口座に振り込む方法により、換金手続きを行う。

(魚津市生活応援ミラペイポイントの払戻し)

第12条 魚津市生活応援ミラペイポイントの払戻しは、一切行わないものとする。

(事業の委託)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、この事業の一部を委託することができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 魚津市生活応援ミラペイポイントを受給する権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(電子情報処理組織による電子申請等)

第15条 第6条の規定による申請は、魚津市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例（令和3年魚津市条例第2号）及び魚津市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例施行規則（令和3年魚津市規則第2号）で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

魚津市大学生等生活応援事業申請書

令和4年 月 日

魚津市長 様 魚津市大学生等生活応援事業を申請します。

1 対象となる大学生等（平成10年4月2日～平成16年4月1日生まれ、市外の高校生年齢）

氏名	(フリガナ)	生年月日	年 月 日 ( 歳)
住所	〒		
電話番号			
学校名	高等学校 大学・短期大学 大学院 高等専門学校 専修学校（専門課程）	学部  学年	

2 申請者（上記と住所等が同じ場合は同上とお書きください）

氏名	(フリガナ)	大学生等 との関係	本人 父・母・その他( )
住所	〒		
電話番号			

3 代理人（代理人申請の場合はこちらに記入してください）

氏名		大学生等 との関係	祖父・祖母 その他( )
住所		電話番号	

上記の者を代理人に選任し、魚津市大学生等生活応援事業の申請に関する権限を委任します。

委任者（申請者）氏名



(裏面)

【同意事項】 同意事項をご確認の上、チェックしてください。

- 魚津市大学生等生活応援事業の支給要件に該当します。
- 支給要件を審査するため、魚津市が申請者等の住民基本台帳などの公簿その他必要な確認を行うことに同意します。

【添付書類】

- 在学を証明することのできる書類の写し（学生証、在学証明書等）
- 支給対象者の健康保険証の写し
- 保護者が申請する場合は、保護者の健康保険証の写し
- その他魚津市が必要と認める書類等

※健康保険証の写しは「保険者番号、被保険者等記号・番号・QRコード」をマスキングしてください。

(添付書類 のり付け)

様式第2号（第7条関係）  
魚津市指令 第 号

年 月 日

住所  
氏名

魚津市大学生等生活応援事業不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市大学生等生活応援事業については、審査の結果不支給となりましたので、魚津市大学生等生活応援事業実施要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

魚津市長

不支給の理由